

# 荒川運動公園バーべキュー等運営事業者募集要項

川口市荒川運動公園でのバーべキュー運営事業者及び駐車場運営事業者の募集に参加される方は、本募集要項及び荒川運動公園バーべキュー事業等運営業務委託仕様書（別紙1）をよくご確認いただき、内容を御承知の上、お申し込みください。

## 1 目的

荒川の河川空間を活かして、バーべキュー場の実施を図り、市民の皆様に新たにぎわいとやすらぎのスポットを提供することを目的とする。

## 2 実施場所 荒川運動公園（所在地：川口市荒川町地内）

## 3 運営業務

### （1）事業実施日

事業実施日は、下記赤色に色付けした80日間（予定）

2026年 4月						
日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	1	2

9

2026年 5月						
日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	1	2	3	4	5	6

13

2026年 6月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	1	2	3	

8

2026年 7月						
日	月	火	水	木	金	土
	29	30	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8

9

2026年 8月						
日	月	火	水	木	金	土
	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	1	2	3	4	5

11

2026年 9月						
日	月	火	水	木	金	土
30	31	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	1	2	3

11

2026年 10月						
日	月	火	水	木	金	土
	27	28	29	30	1	2
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

10

2026年 11月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	1	2	3	4	5

9

※他イベントとの調整等により実施日が変更となる場合があります。

## (2) 運営内容

### I. バーベキュー運営

荒川運動公園内に設置するバーベキュー広場を使用し、手ぶらでバーベキューができる運営を行うもの。

#### ○施設概要

- ・敷地面積：4,458 m<sup>2</sup>
- ・会場設備：トイレ4基（簡易水洗式、男性用2室、女性用2室）、洗い場、ユニットハウス1棟（2～3坪タイプ）、物置3棟（2～3坪タイプ）管理棟1棟（2～3坪タイプ）

※ガス設備はありません。

※電気設備はユニットハウスにあります。

※上下水道は洗い場と売店スペースに給水設備のみあり、排水は浸透式になりますので、油や洗剤は流せません。

#### 【バーベキュー運営条件】

- ①開催時間は10：00～17：00とします。  
※11月1日～30日の開催時間は、11：00～15：00
- ②利用料金は、事業者が徴収してください。
- ③施設最大規模は100サイト×4名とします。
- ④必要な機材は全て事業者が貸し出す方式とし、利用者によるバーベキューに必要な機材の持ち込みは原則禁止するものとします。
- ⑤基本利用として、食材および飲み物、消耗品、調味料は利用者による持ち込み方式を採用します。
- ⑥オプションとして食材および飲み物、消耗品、調味料の提供を行ってください。  
(飲食物の提供に要する資材や機材は事業者が用意すること。)
- ⑦提供する食材および飲み物、セットプランの内容を提示してください。
- ⑧原則予約制とし、予約受付業務は事業者が電話及びインターネットを活用し、行ってください。(当日受付も可とします)
- ⑨キャンセル料については、実費相当分のみ徴収可能となり、それ以外の費用については返却対応となります。
- ⑩受付時に利用に関する注意事項等を周知してください。
- ⑪予約時に来場予定の車両台数の確認項目を設けてください。
- ⑫予約時に車両での来場者へは、下記の事項を必ず案内し、注意して来場するよう呼びかけてください。
  - 土手の入口から会場までは、必ず徐行運転しハザードランプを点灯させること。
  - 会場までの通路が狭いため、交互通行できない箇所があること。
  - 隣接している他の施設（ゴルフ場・野球場・ラグビー場）の利用者も通行すること。
- ※トラブルが起きたとき、事業者に責任がおよぶ場合があります。
- ⑬開場前と閉場後及び必要に応じて、場内の清掃を実施してください。
- ⑭ごみは、事業者が全て回収し処分してください。
- ⑮ユニットハウスはドリンク提供用として、管理棟は運営スタッフの控え室等とし

て使用し、物置は機材収納のために使用してください。なお、機材は事業実施毎に収納してください。

- ⑯トイレ清掃及び敷地内除草は市で実施します。
- ⑰悪天候等による河川の増水のため、資機材の撤去が必要となった場合は、市と協力して撤去を行うこと。
- ⑱悪天候等による営業の中止決定は事業者と協議して行います。
- ⑲防暑対応に要する備品等の費用及び管理は、すべて事業者の負担とします。

## II. 駐車場運営

荒川運動公園内駐車場の入庫および出庫誘導、料金徴収等の運営を行うもの。

### ○施設概要

- ・敷地面積：1,898 m<sup>2</sup>

#### 【駐車場運営条件】

- ① 駐車場の開放時間は、9：30～17：30とします。  
※11月1日～30日開放時間は、9：30～15：30
- ②利用料金は1日600円とし、事業者が徴収してください。
- ③駐車場へ入場するための車止めの鍵を市から貸与しますので、8：30に開門し、17：30までにすべての車両が出庫したことを確認後閉門してください。  
※11月1日～30日は、15：30までにすべての車両が出庫したことを確認後閉門してください。
- ④バーベキュー開催日のみ駐車場を開放しますので、料金を徴収する人員を配置し（繁忙時間帯により1～2名）、その係員に入庫・出庫の誘導も併せて行ってください。また、収容台数は約80台となります。
- ⑤開場前と閉場後及び必要に応じて、場内の清掃を実施してください。
- ⑥ごみは、事業者が全て回収し処分してください。
- ⑦場内除草、砂利及びトラロープ等の維持管理は市で実施します。

#### (3) その他

- ①本件業務委託に係る仕様書は別紙1のとおりとする。
- ②業務に必要な工具及び備品は、事業者の負担とする。
- ③本要項で定めのないことで、疑義のある場合は、市と協議すること。
- ④本委託期間中（令和8年4月1日～令和8年11月30日）においては、損害賠償保険等に加入すること。
- ⑤川口市会計事務規則（平成17年3月31日規則第54号）の第25条に基づき、売上金は事業実施日毎の売上高合計金額を収納日の3日（川口市の休日を定める条例（平成元年条例第55号）に規定する市の休日を除く）以内に指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込むものとし、併せて売上金明細（利用売上げ及びオプション料金内訳等）及び利用者内訳を提出し、必要に応じてレジスター等による伝票も報告すること。

- ⑥施設利用者の要望等のアンケート調査を実施すること。
- ⑦運営の内容、配置等については、利用者からの要望等も鑑み継続的に市と事業者で協議していくものとする。

#### 4 提案項目

様式第1号により、下記の項目についてご提案ください。

##### (1) 運営内容

- ①運営方法、レンタル機材、有料機材の多様性  
(午前午後制や1部2部制などの運営スタイル、会場の規模に対するレンタル機材、オプション機材の豊富さ、防暑対応)
- ②営業提供価格等  
(大人料金、子ども料金等の設定)
- ③維持管理対応  
(会場内の清掃等の維持管理対応)

##### (2) 実施体制

- ①業務実施体制  
(業務実施体制組織図の明記)
- ②天災時やその他問い合わせに対する接客対応  
(天災時(雷、ゲリラ豪雨等)の管理体制、トラブル発生時や問合せに対する対応等)
- ③業務責任者及びスタッフ配置予定者の資格・経験業務実績  
(配置予定人数、業務責任者の資格・経験、業務実績等)

##### (3) 売上げ還元率

バーベキュー事業に対する還元率及び駐車場事業に対する還元率

(4月以降のバーベキュー及び駐車場のそれぞれの年間予測をたて、それぞれに対する「市に還元する割合」を提案してください)

$$\text{業務委託料} = \text{バーベキュー・駐車場それぞれの年間総売上げ} \times [(100 - \text{市に還元する割合\%}) / 100]$$

(売上げ予測は、別表1の令和4年～7年度実績を参考にしてください。)

##### (4) 業務実績

- ①公共施設での営業実績  
(地方公共団体等が管理する公園等での実績)

## 5 業務委託料等

### (1) 業務委託料

バーベキュー及び駐車場それぞれの年間売上げ×[(100－市に還元する割合%)／100]とします。

### (2) 最低補償金額

契約満了日において、4月以降のバーベキュー及び駐車場のそれぞれの年間総売上げに対し、市に還元する割合を乗じた額の合計が200万円を下回る場合は、その不足金額を請求いたします。ただし、天災等により長期にわたり運営ができなくなった場合や、その他特別な事情がある場合は、市と協議により決定します。

## 6 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人の事業者であること。

- (1) 令和8年度川口市物品入札参加資格者名簿に登載予定であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項(※)の規定に該当しないこと。
  - 〔※①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  
③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者〕
- (3) 川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準の規定による指名停止措置の期間中でないこと。
- (4) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社法(平成17年法律第86号)の規定に基づく精算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者(見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。)と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (9) バーベキュー運営業務において、管理・運営の実績を2年以上有していること。

## 7 申込手続

### (1) 提案書等の提出

以下の提出書類を各10部ずつ公園課に持参にて提出してください。

① バーベキュー運営業務に関する企画提案書・・・様式1号

※記載内容は、仕様書の実施計画書に準じ、具体的に提案してください。

※企画提案書は、1団体につき1提案としてください。

※提案内容については、業者名の記載がないようにしてください。(黒塗り可)

② 企業・団体概要(管理・企業実績が記載されているもの)・・・任意形式

③ 公共施設での運営実績が証明できるもの・・・任意形式

(例：許可書の写し等)

※運営実績について、自治体と提案事業者が直接契約した実績に限ります。

(指定管理者との契約は含む)

(2) 提出期間

令和8年2月3日（火）～令和8年2月10日（火）

(3) 提出方法

提出期間内に、提出に必要な書類を川口市建設部公園課へ直接持参または郵送してください。（郵送による場合は書留とし、提出期限（必着）を厳守すること。）なお、提出書類の返却はせず、提出に係る費用は提出者の負担とします。

(4) 提出場所及び問い合わせ先

川口市役所建設部公園課管理係

〒332-8601 川口市青木2丁目1番1号 第一本庁舎3階

E-mail [120.07000@city.kawaguchi.saitama.jp](mailto:120.07000@city.kawaguchi.saitama.jp)

電話 048-242-6337 FAX 048-285-5702

時間 平日の午前9時から午後4時30分まで

## 8 設置予定事業者の決定方法

提出された提案書等の審査を行い、内容点の合計点数の最も高い事業者を決定とする。また、応募が1者であっても審査を行います。

なお、合計点数が60点未満の場合、運営予定業者として選定はしません。

(1) 評価項目及び評価点

評価項目		評価の視点	点数
内容点	運営内容	サービスの多様性、サービス提供価格等	30
	実施体制	業務実施体制、天災時の対応等	30
	売上還元率	総売上げに対する還元率	30
	業務実績	公共施設での営業実績	10
合計点数			100

(2) 審査の方法

本件に係る運営事業者を選定するにあたり、提案書等を公正に審査し、設置予定事業者の優先順位を審議するため、「川口市荒川運動公園バーベキュー等運営事業者選定委員会」を設置します。

(3) 決定時期及び公表

① 決定事業者公表日

令和8年3月上旬

② 決定通知の方法及び公表

決定通知は、全ての提案者に書面にて通知する。結果については川口市の管理する公式ホームページ上に公表いたします。

#### (4) 決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は設置予定事業者としての決定を取り消すものとします。

- ・不正行為や虚偽の申請。
- ・募集に関する規定等の違反。
- ・社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと判断したとき。

### 9 質問方法

#### (1) 質問方法及び受付期間

質問は、令和8年1月19日（月）～令和8年1月30日（金）の間に、様式2を使用し、E-mailにて提出してください。

E-mail [120.07000@city.kawaguchi.saitama.jp](mailto:120.07000@city.kawaguchi.saitama.jp)

※受付期間や様式によらない質問は一切受け付けません。ただし、応募手続き等事務手続きに関する質問に関してはこの限りではありません。

#### (2) 質問への回答

質問事項及び回答は、取りまとめて令和8年2月2日（月）に川口市のホームページに掲載いたします。

### 10 その他

感染症等の影響等により、事業の中止や延期等の変更がある場合は、市の指示に従うこと。